

諮問庁：宮内庁長官
諮問日：平成13年7月13日
答申日：平成13年12月13日
事件名：大正天皇実録の不開示決定（行政文書非該当）に関する件
（平成13年諮問第21号）

答 申 書

第1 審査会の結論

大正天皇実録（以下「本件文書」という。）につき、行政文書に該当しないことを理由として不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条に基づく本件文書の開示請求に対し、平成13年5月2日付け宮内秘発甲第295号により宮内庁長官が行った不開示決定（不存在）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書の各記載並びに口頭意見陳述の結果によると、おおむね以下のとおりである。

（1）宮内庁書陵部が法2条2項2号及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）2条1項3号によって指定を受けた機関であることは認めるが、諮問庁は法2条2項2号及び施行令3条1項の解釈を誤っており、本件文書は法の適用対象外とされた歴史的資料に当たらない。

（2）本件文書については、

法2条2項2号は、政令によって指定された機関が保有する全文書を機械的に法の対象から除外したわけではなく、「特別の管理」がなされている場合に限って歴史的資料として適用除外とする趣旨であり、特別の管理と言い得るためには施行令3条1項の4つの要件を満たしている必要があるが、諮問庁は、「施行令3条1項に規定するところにより特別に管理されている」と主張するのみで、個々の要件の該当性には全く言及しておらず、本件文書が歴史的資料と言い得るための手続的な前提を欠いていること、

書陵部所蔵資料一般利用規則（以下「利用規則」という。）に基づき、資料の複写を請求したところ、利用制限事項に該当する情報が含まれている可能性があるとして、全面不開示とされた。諮問庁は、今後公開までに「年単位」の時間がかかるというが、それは実質的には理由のない開示拒否を続けているのと同じであること、

等を考慮すると、当該文書は施行令3条1項3号イ及びロの要件を欠いており、歴史的資料に当たらないと解すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 請求対象文書について

請求対象文書に該当する文書は、諮問庁が保有する「大正天皇実録」全97冊であり、これ以外には、該当する文書がないことを確認した。「大正天皇実録」は、宮内省図書寮において作成され昭和12年に完成した大正天皇の一日ごとの動静を編年体で記録した編さん資料である。

2 歴史的資料として、適用除外を受けるための4要件を充足していることについて（施行令3条1項該当性）

本件文書については、書陵部の専用の書庫において適切に保存されていること、目録が作成され、かつ、当該目録は一般の閲覧に供されていること、施行令3条1項3号で定めるものを除き、一般の利用制限が行われていないこと、書陵部において利用規則が定められ、かつ、利用規則が一般の閲覧に供されていることから、施行令3条1項に掲げる要件をすべて満たしており、本件文書は歴史的資料に該当する。

なお、本件文書については、利用規則に基づく閲覧請求に対して、利用規則4条1項（施行令3条1項3号）に規定する利用制限事項の該当性について精査中である。

3 歴史的資料としての精査作業について

本件文書は、天皇の事跡を皇室のために後世に残すことを目的としていたことから、非公開の取扱いであったが、法施行により歴史的資料として位置付けられたので、利用規則に基づく利用の制限事項（個人に関する情報等）に該当するかどうかの精査作業を進めている。

その作業は、平成14年度内には終える予定であるが、精査が終わり次第、利用規則に従って、順次閲覧・複写に供することとしており、第1回自分を平成13年度末までに行う予定である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

平成13年7月13日 諮問の受理

同日 諮問庁から理由説明書を收受

同月25日 審議

同年8月6日 諮問庁の職員（長官官房参事官ほか）からの口頭説明の聴取及び審議

同月17日 異議申立人から意見書を收受

同月 22 日 諮問庁の職員(長官官房参事官ほか)からの口頭説明の聴取及び審議

同年 9 月 10 日 異議申立人及び補佐人からの口頭意見陳述の聴取及び審議

同月 21 日 諮問庁の職員(長官官房参事官ほか)からの口頭説明の聴取及び審議

同年 10 月 10 日 審議

同年 11 月 14 日 審議

同月 28 日 審議

同年 12 月 5 日 審議

同月 11 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 開示請求に係る文書

本件文書は、宮内省が作成し、昭和 12 年に完成した「大正天皇実録」であり、施行令 2 条 1 項 3 号の指定を受けた宮内庁書陵部において、保管されているものである。

2 行政文書該当性について

本件文書については、書陵部の専用の書庫に適切に保管されていること、目録が作成され、書陵部において一般の閲覧に供されていること、利用規則が定められ、かつ、利用規則は書陵部において一般の閲覧に供されていること、現時点で、利用制限事項(大正天皇の個人情報に該当するかどうか等)に該当するかどうかの精査の作業中ではあるが、書陵部において定められている利用規則 4 条の利用の制限事項は、施行令 3 条 1 項各号に掲げたものと同内容であることといった事実が認められ、以上のことから、同条に定める特別の管理の要件をすべて満たしていると認められる。よって、本件文書は法 2 条 2 項に規定する行政文書に該当しないものと認められる。

なお、本件文書は、法による開示請求の対象となるものではないが、歴史的資料については、原則として一般の利用に供する仕組みがあることを前提に、開示請求の対象である行政文書の範囲から除外した法の趣旨にかんがみ、本件文書についての利用制限事項に係る精査は、できる限り速やかに行い、順次公開すべきものである。

3 本件不開示決定(不存在)の妥当性

以上のとおり、本件文書は法 2 条 2 項に規定する行政文書には該当しないので、本件不開示決定は妥当であると認められる。よって、上記第 1 記

載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

清水湛，饗庭孝典，小早川光郎